日進市災害廃棄物処理基本計画 概要版

1 計画の趣旨

大規模災害発生時における、廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うため、「災害廃棄物処理基本計画」を策定しました。

2 対象とする災害

地震、風水害その他の災害とします。なお、放射性廃棄物の処理は計画の対象としません。

3 災害時のごみ出しにおける基本的な考え方

災害時は一度に多量の廃棄物が発生するため、生ごみなど腐りやすいごみや携帯トイレのし尿などを優先的に処理し、次に自宅で生活を行うために出る片付けごみを仮置場に受け入れたのち、災害が原因で解体することになった家屋等（災害廃棄物）を仮置場へ搬入し処理を行います。

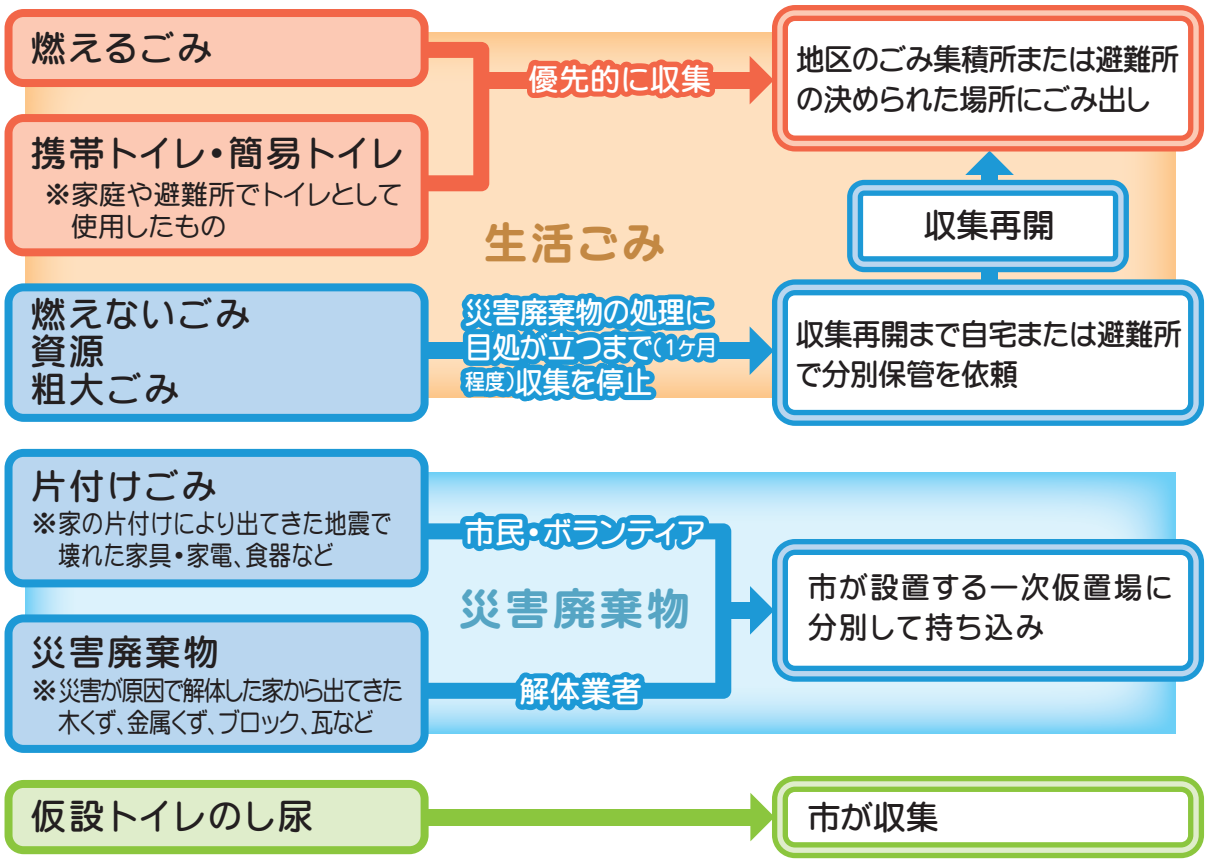

4 災害廃棄物の分別区分

災害時に発生するごみは「被災者の生活に伴って発生するごみ（生活ごみ）」と「災害によって発生するごみ（災害廃棄物）」に分けられます。

廃棄物			特徴
生活ごみ	生活ごみ		被災家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ		避難所から排出される生活ごみ
	し尿		仮設トイレからのくみ取りし尿
	片付けごみ		市民が自宅の片付けを行った際に排出される災害廃棄物（主に家具・家財や廃家電等が該当する）
災害廃棄物	がれき類	木くず	柱・梁・壁材または水害などによる流木など
		コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず、瓦など
		金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
		その他（残材）	分別することが出来ない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	取扱いに配慮が必要な廃棄物	腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫から排出される食品、飼肥料工場等から排出される原料及び製品など
		廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫などの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
		廃自動車	災害により被害をうけ使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
		適正処理困難物	消火器、ボンベ類、太陽光発電設備などの危険物
			ピアノ、マットレス、石膏ボードなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの
		有害廃棄物	石綿含有廃棄物、感染性廃棄物、PCB、フロン類・CCA処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類など

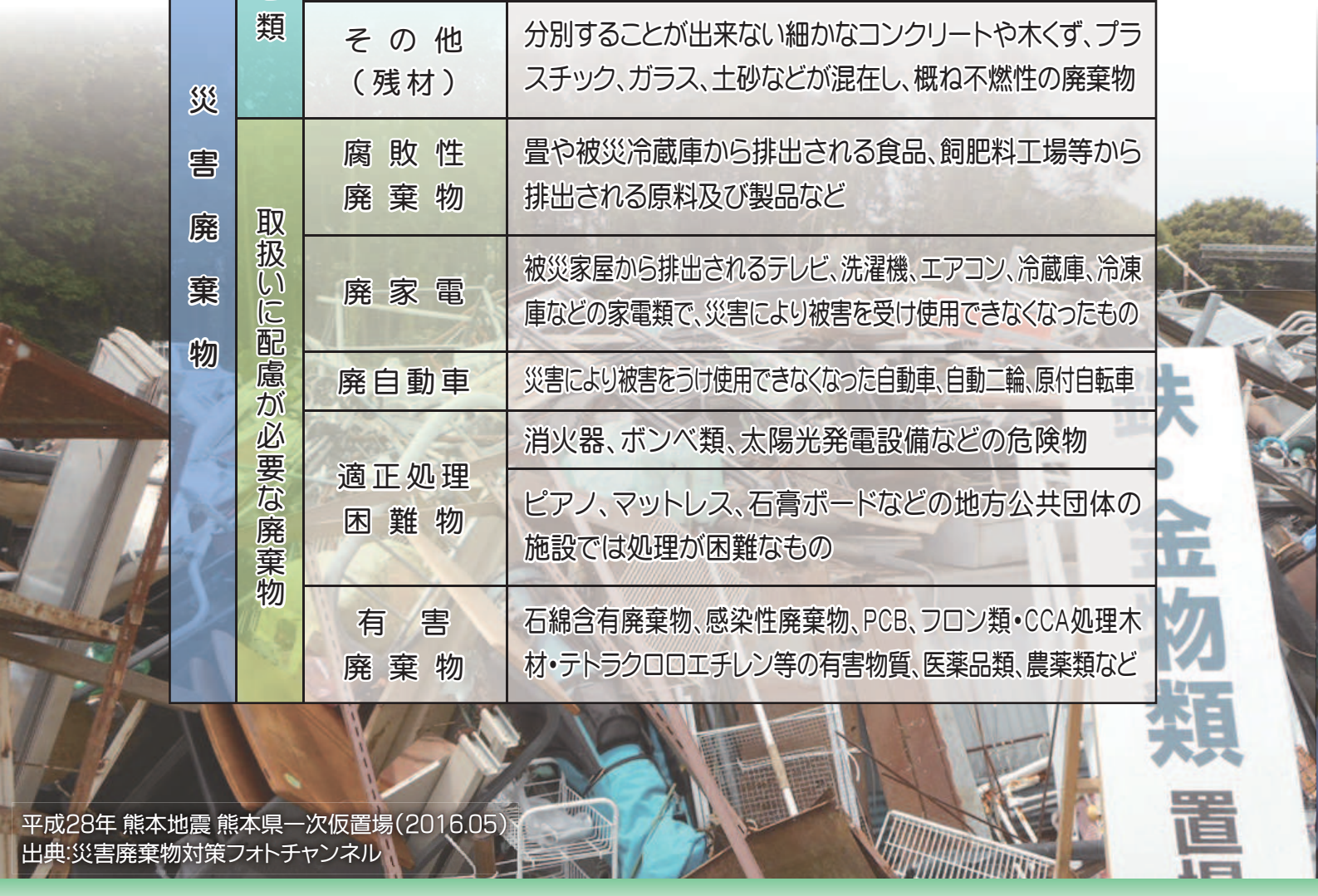

平成28年 熊本地震 熊本県一次仮置場（2016.05）
出典:災害廃棄物対策フォトチャンネル

5 被災者の生活に伴う廃棄物の処理

1.避難所ごみ・生活ごみの処理

発災後速やかに対応すべき廃棄物は、被災者の生活に伴う「避難所ごみ」と「し尿」です。避難所や家庭の衛生的な環境を確保するため、生ごみなど腐りやすいごみを優先して3～4日後には収集を開始し、既存の処理施設に搬入します。

優先順位	ごみの種類	特　　徴
高	感染性廃棄物	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。注射針、血の着いたガーゼ等。回収方法や処理方法は関係機関との調整が必要。
↑	使用済み簡易トイレ（し尿）	簡易トイレのポリマーで固められたし尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密封して管理する必要がある。
↑	腐敗性廃棄物（生ごみ）	ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。
↑	その他燃えるごみ	袋に入れて分別保管し、処理を行う。
低	不燃ごみ、資源ごみ	不燃ごみ、資源ごみについては、保管が可能ならばできるだけ家庭や避難所で保管する。

2.し尿の処理

避難所や断水によってトイレが使用できなくなった被災者のために、マンホールトイレや仮設トイレなどを設置します。

時　期	災害発生初動期（発災～3日）	応急対応期（3日～1ヶ月）	復　旧　期（1ヶ月以降）
トイレの数	避難者80人に1基	避難者50人に1基	避難者20人に1基

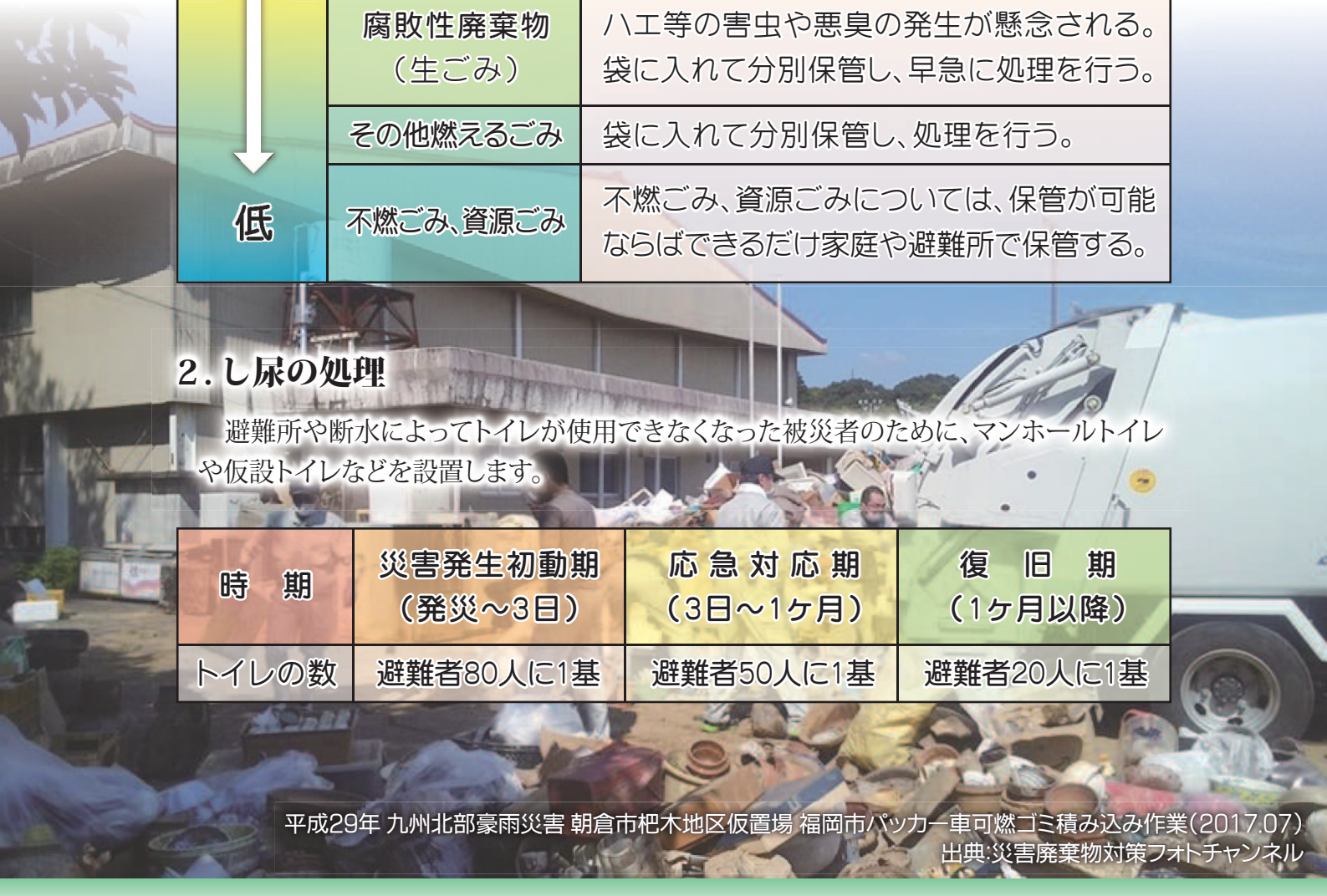

平成29年 九州北部豪雨災害 朝倉市杷木地区仮置場 福岡市パッカー車可燃ゴミ積み込み作業（2017.07）
出典:災害廃棄物対策フォトチャンネル

6 災害廃棄物の処理

短期間で大量に発生する災害廃棄物は、処理施設において一度に処理をすることが出来ません。このため、大量の災害廃棄物を生活圏から速やかに移動させ一時的に保管するための「一次仮置場」と、災害の規模が大きい時に処理施設での処理が円滑に進むよう集約して保管し、機械選別や再資源化を行うための「二次仮置場」を設置します。

市民が自宅の片付けを行った際に排出される「片付けごみ」と、「被災現場」から撤去された「災害廃棄物」の多くは、まず「一次仮置場」に運ばれ、分別し仮置きします。その後「二次仮置場」に運搬・集約され、選別処理や再資源化が行った後、「廃棄物処理施設（焼却施設や最終処分場など）」での処理・処分が行うとともに、再生利用を行います。

災害廃棄物の処理は、被災現場で分別してから仮置場に搬入を行うことで、処理の時間や費用を大きく短縮することができます。

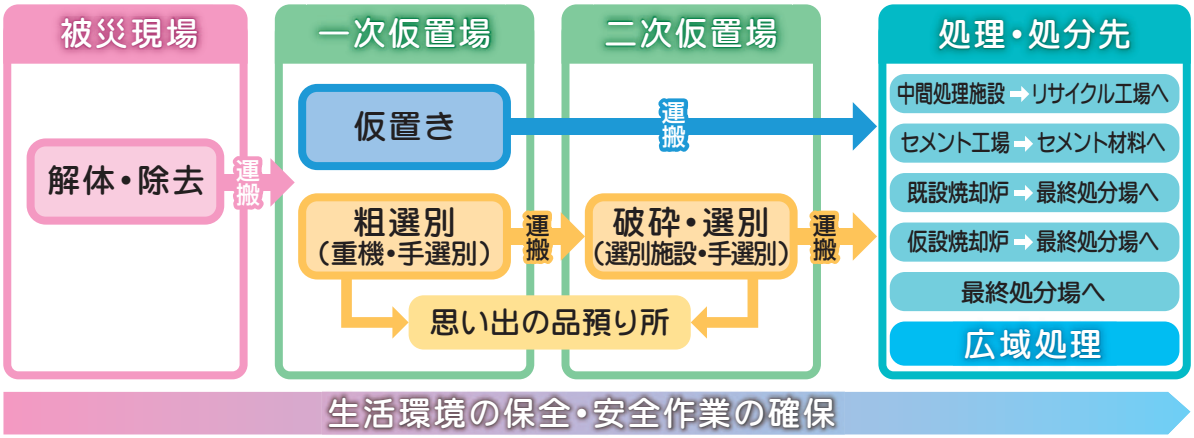

7 貴重品・思い出の品の取り扱い

◆所有者等が不明な貴重品（現金、株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察へ遺失物として届けます。
◆所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、自治体等で保管し、可能な限り所有者に引渡します。
◆思い出の品は、災害ボランティアセンター等と協力して洗浄・分類・管理を行います。

8 環境への配慮

◆災害時であっても野焼きの禁止を呼びかけます。
◆建物の解体撤去は、アスベスト対策を実施して行います。
◆仮置場は災害廃棄物の保管による土壌汚染の影響を把握するため、設置前後に土壌調査を実施します。

日進市災害廃棄物処理基本計画 概要版（平成30年3月）

発　行：愛知県日進市
編　集：市民生活部環境課
電　話：0561-73-7111（代表）